

個人住民税・所得税の定額減税について

国の経済対策として、賃金上昇が物価高騰に追いついていない現状の緩和を目的に、令和6年度分住民税(うち所得割)と令和6年分所得税の定額減税が実施されます。

令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下で、令和6年度住民税(市民税・県民税)のうち、所得割が発生する方

【住民税の内訳(概要)】

所得割	均等割
(所得－控除)×10% －税額控除等	年額6,000円(森林 環境税1,000円含む)

均等割のみ課税、または非課税の場合は対象外

所得税の詳細はウェブサイトにて

国税庁 定額減税サイト



減税額

納税者本人と、控除対象配偶者を含めた扶養親族(16歳未満を含み国外居住者を除く)1人につき、住民税の所得割から1万円、所得税から3万円を減税

住民税の定額減税の対象となる場合、納税通知書の表面(定額減税額 市分・県分)または特別徴収税額通知書の摘要欄(減税控除済額)に減税額が記載されており、下記のとおり徴収方法に応じて減税されます。

対象者において手続きは原則不要です

【個人住民税】各徴収における減税のスケジュール

給与 特別 徴収	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月	4月	5月
		減税	減税	減税	減税	減税	減税	減税	減税	減税	減税	減税
普通 徴収	第1期（7月1日納期）			第2期（9月2日納期）			第3期（10月31日納期）			第4期（1月31日納期）		
	減税			第1期分で減税しきれない場合は、第2期から順次減税								
年金 特別 徴収	4月		6月		8月		10月		12月		令和7年2月	
							減税		10月分で減税しきれない場合は、 12月から順次減税			

※徴収方法が複数に分かれる場合、上記の通りにならないことがあります。

特殊詐欺などにご注意を！

不審な訪問・電話・メール・偽サイトにご注意ください。

二本松市が下記のことを行うことは絶対にありません。

- ・ATM(現金自動預払機)の操作を求めること
- ・定額減税や各種給付金の受け取りに手数料を求めること
- ・クレジットカードや預金通帳をお預かりすること
- ・カードの暗証番号を聞き出すこと
- ・メールを送信して偽サイトへ誘導、個人情報を入力させること等

さらに詳しい情報は内閣官房のウェブサイトから



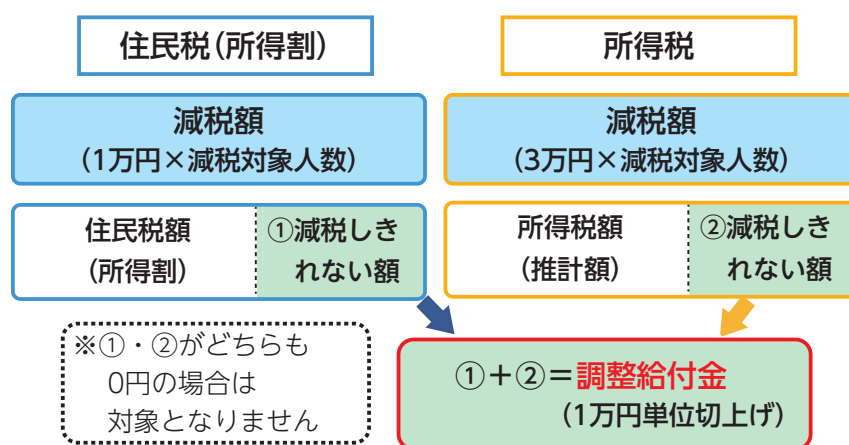
『新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置』

◎問い合わせ…

税務課市民税係 ☎(55)5085 Fax(22)0790

定額減税しきれないと見込まれる方には 調整給付金を支給します ※対象者には7月中旬頃通知予定

→対象となる方には、市から支給通知書(プッシュ型)または支給確認書※を送付します。
※マイナンバーカードで公金受取口座を登録していない場合等は、対象の方には支給確認書を送付しますので、振込先の口座情報など必要事項を記入の上、関係書類を添えて返送してください。
・今年度は見込みによる措置であり、令和6年分の各個人の所得税等の実績が判明し、調整給付金の額に不足が生じた場合は、令和7年以後に不足額が追加で支給される予定です。



◎問い合わせ…
税務課市民税係 ☎(55)5085 Fax(22)0790

調整給付金Q & A



Q1 私は対象ですか？

⇒対象者には7月中旬頃に市から通知します。

Q2 支給額はいくらですか？

⇒税情報を含むため通知により確認願います。税額・世帯構成により異なります。

Q3 支給の時期はいつですか？

⇒公金受取口座の登録者は8月上旬以降、未登録者は支給確認書を市へ返送後、約3週間後に入金予定です。

令和6年度 新たに住民税非課税等となる世帯への給付金およびこども加算の支給

支給対象者及び支給額

(1)新たに非課税等となる世帯への給付金 一世帯当たり10万円

基準日(2024/6/3)に本市に住民登録があり、新たに世帯全員の令和6年度住民税が非課税または定額減税前住民税が均等割のみ課税となる世帯

※令和5年度非課税世帯等への給付(7万円または10万円)の対象者(未申請・辞退を含む)および住民税が課税されている者の扶養親族のみの世帯は対象外。

(2)新たに非課税等となる世帯へのこども加算 児童一人あたり5万円

上記(1)の世帯のうち、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童がいる世帯

受給方法

該当すると思われる世帯へは「支給通知書」もしくは「支給要件確認書」が郵送されます。

(1)「支給通知書」が届いた場合(7月中旬頃)

支給に関する手続きはありません。

(2)「支給要件確認書」が届いた場合(7月下旬)

必要事項を記入の上、関係書類を添えて返送してください。

支給要件確認書提出期限 10/31(木)

◎問い合わせ…福祉課地域福祉係
☎(24)5063 Fax(22)1547